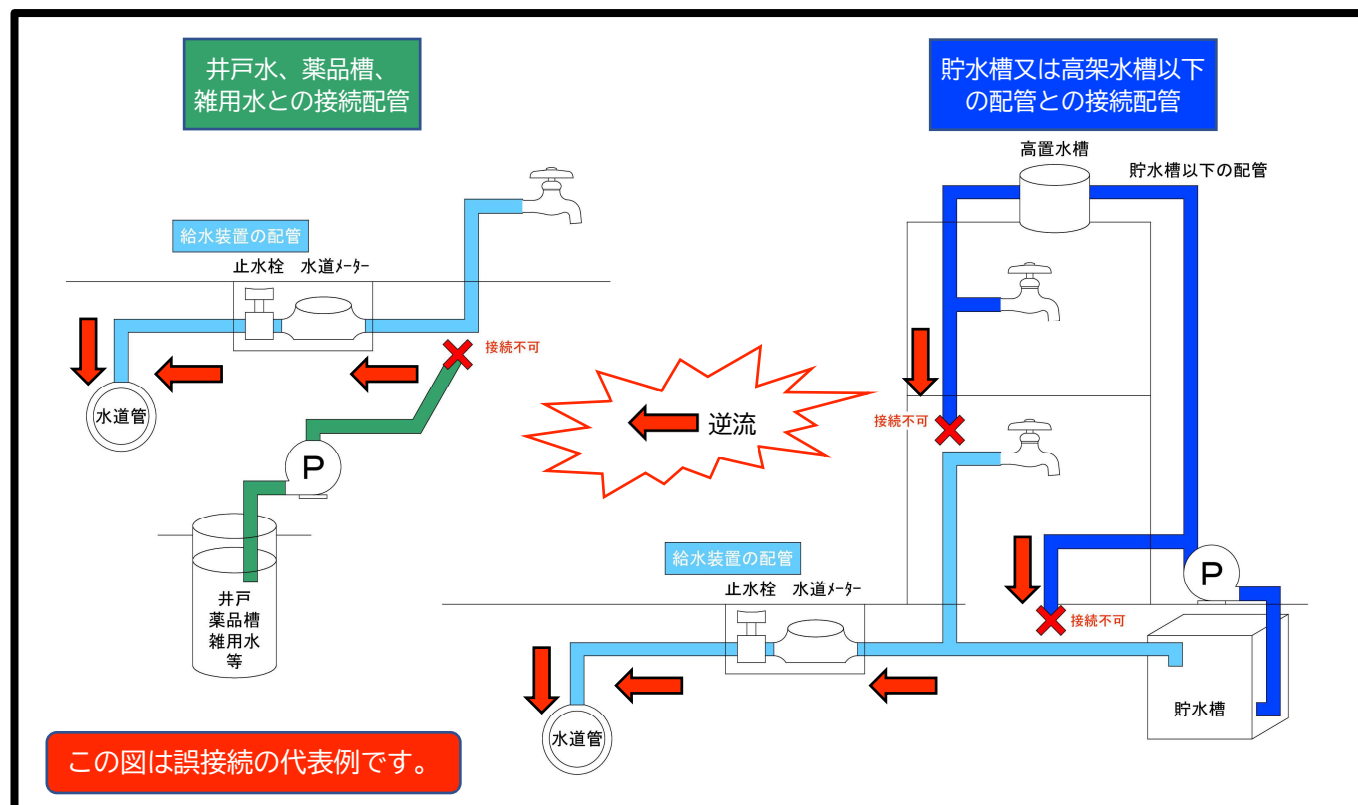


配管の誤接続にご注意ください

地下水・薬品槽・貯水槽以下の配管などで一時的でもつなぐことは、止水栓(バルブ)や逆流防止弁を設置していても、「違法」な配管（水道法違反）で、**大変危険**です。



- 1 汚染された水や薬品等が水道水に混入する可能性があります。
- 2 ポンプのある配管と直接連結されている場合は、ポンプの圧力で水道管に汚染水等が逆流し、広範囲での水質事故となる可能性があります。

給水装置工事を行う場合は、昭島市水道部への届出が必要です。
また工事は昭島市指定給水装置工事事業者が施工する必要が有ります。

指定給水装置工事事業者の皆様へのお願い（ご協力）

お客さまから違法な工事の依頼があった場合は、お客さまに違法工事であることをお伝え願うとともに、工事を請負うことなくお客さまに対して適切な助言等をしていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
昭島市水道部 工務課 給水係
電話 042(543)6115